

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年6月12日 13時30分ごろ
発生場所	青森県中泊町小泊岬北方沖 小泊岬北灯台から真方位344°700m付近 (概位 北緯41°08.7′ 東経140°15.3′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ハーデス} HADESは、南南西進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年6月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート HADES、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	281-40269青森、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りを終えて帰港することとし、小泊岬北方沖を南南西進中、船底から突き上げるような波を受けて右舷側が持ち上げられ、船体が左舷側に大きく傾斜して一気に転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海中に投げ出された後、転覆した本船の付近で救命胴衣を着用した状態で浮いていたところ、航行中の漁船に救助された。</p> <p>本船は、船長らを救助した漁船が所属する漁業協同組合の所属船により、中泊町小泊漁港にえい航された。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近は三角波が立ちやすい海域であることを知っており、本事故当時も多少波が立っていたが、以前も本事故当時と同様な気象状況下でも無難に航行できたので、問題ないと思っていた。</p> <p>文献「波浪学のABC」（磯崎一郎著、株式会社成山堂書店、平成18年8月発行）によれば、海底地形や流れの影響で波が屈折し、異なる方向の波が形成され、これが互いに重なって三角波を作ることがあり、岬や防波堤の先端などの海域でよく見られる旨記載されている。</p>
分析	本船は、南南西進中、船長が、三角波などの大波を認めたものの、過去の経験から航行に支障はないと思い、そのまま航行を続けたことから、船底部に波を受けて、船体が持ち上げられた状態となり、左舷

	側に大きく傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南南西進中、船長が、三角波などの大波を認めたものの、過去の経験から航行に支障はないと思い、そのまま航行を続けたため、船底部に波を受けて、船体が持ち上げられた状態となり、左舷側に大きく傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、波の影響を受けやすい小型船舶を操船する場合、三角波などの大波が発生している海域では転覆の危険性があるので、航行する際には十分注意するとともに、同海域にはできるだけ近寄らないこと。